

# 石川県公報

平成30年6月8日

第13112号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

<b>告 示</b>		<b>公 告</b>	
○随意契約の相手方等 (税 務 課)	1	○石川県収納代理金融機関の指定の一部改正 (出 納 室)	3
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	2	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	3	○土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	5
		○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	5
		○入札公告 (警 察 本 部)	6
		<b>公安委員会</b>	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7

## 告 示

### 石川県告示第267号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成30年6月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
税務総合情報システム運用管理業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部税務課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社  
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 随意契約に係る契約金額  
37,324,800円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
税務総合情報システム改修業務（地方税共通納税システムの導入等に伴う税務総合情報システムの改修業務）委

託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部税務課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月2日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社  
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
75,271,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため

#### 石川県告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年6月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ北浅井薬局	小松市北浅井町ち27番地2	平成30年3月5日
加賀こころの病院	加賀市小菅波町121番地1	平成30年4月1日
能登総合病院前あおぞら薬局	七尾市藤橋町ア部6番地19	〃
日本調剤小丸山薬局	〃	〃
なかそねひふ科クリニック	野々市市横宮町67番1号 ヴィテンののいち1F	平成30年5月1日
山崎耳鼻咽喉科クリニック	七尾市古府町1番地3	〃

#### 石川県告示第269号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年6月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ北浅井薬局	小松市北浅井町ち27番地2	平成30年3月5日
加賀こころの病院	加賀市小菅波町121番地1	平成30年4月1日
能登総合病院前あおぞら薬局	七尾市藤橋町ア部6番地19	〃
日本調剤小丸山薬局	〃	〃
なかそねひふ科クリニック	野々市市横宮町67番1号 ヴィテンののいち1F	平成30年5月1日
山崎耳鼻咽喉科クリニック	七尾市古府町1番地3	〃

#### 石川県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止し

た旨の届出があった。

平成30年6月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
酒井医院	河北郡津幡町字加賀爪ホ30番地	平成30年3月26日
医療法人社団長久会加賀こころの病院	加賀市幸町2丁目63番地	平成30年3月31日
山崎耳鼻咽喉科クリニック	かほく市白尾イ44-2	〃
日本調剤小丸山薬局	七尾市小丸山台3丁目95番	〃
小丸山台あおぞら薬局	七尾市藤橋町チ29番地1	〃

#### 石川県告示第271号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成30年6月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
酒井医院	河北郡津幡町字加賀爪ホ30番地	平成30年3月26日
医療法人社団長久会加賀こころの病院	加賀市幸町2丁目63番地	平成30年3月31日
山崎耳鼻咽喉科クリニック	かほく市白尾イ44-2	〃
日本調剤小丸山薬局	七尾市小丸山台3丁目95番	〃
小丸山台あおぞら薬局	七尾市藤橋町チ29番地1	〃

#### 石川県告示第272号

石川県収納代理金融機関の指定(昭和39年石川県告示第405号)の一部を次のように改正し、平成30年6月30日から施行する。

平成30年6月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の表株式会社新生銀行の項を削る。

## 公 告

### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年6月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
佐藤成樹	県内全域	金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院
達川知美	〃	〃
華岡晃生	〃	〃
趙可欣	〃	〃
佐藤成樹	〃	金沢市京町23番5号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北診療所
達川知美	〃	〃

華岡晃生	〃	〃
趙可欣	〃	〃
早川康浩	〃	金沢市寺中町ホ37番地1 はやかわクリニック
杉浦幸一	〃	金沢市光が丘3丁目268番地 杉浦クリニック
杉浦聡一郎	〃	〃
濱郁子	〃	〃
田丸陽一	〃	金沢市小金町6番3号 田丸小児科医院
田丸忠良	〃	〃
森下裕	〃	金沢市矢木1丁目96番地 森下整形外科医院
山田隆千	〃	金沢市円光寺町3丁目12-15 山田内科クリニック
前川信政	〃	金沢市堅田町乙132番地1 前川医院
中本美郁	〃	能美市大浜町ノ85番地 国民健康保険能美市立病院
笠倉尚人	〃	白山市白峰ハ157番1地 白峰診療所
筑田正史	〃	白山市倉光六丁目35番地 ちくだ医院
篠崎絵里	〃	小松市瀬領町丁1番地2 小松こども医療福祉センター
清水恭子	〃	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地 公立穴水総合病院
宮澤克人	〃	〃
田邊望	〃	〃
福井信	〃	〃
野村匡晃	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年6月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
横井彩乃	県内全域	金沢市菊川1丁目10番3号 横井小児科内科医院
高倉正博	〃	河北郡内灘町字大学1-1 金沢医科大学病院
木戸美織	〃	〃
久藤茂	〃	加賀市大聖寺永町イ17番地 医療法人社団慈豊会 久藤総合病院
太田孝仁	〃	〃
出口康	〃	〃
能村幸司	〃	〃
中島章夫	〃	〃
赤澤純代	〃	〃
村尾匡	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年6月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
木 下 淳	県内全域	金沢市下新町6番26号 社会医療法人財団董仙会 恵寿金沢病院
辻 岡 純 一	〃	〃
井 美 達 也	〃	〃
岩 城 憲 子	〃	〃
井 上 健	〃	〃
大 谷 溥 子	〃	金沢市上安原2丁目108番地1 おおや医院
大 山 公 典	〃	金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院
大 山 公 典	〃	金沢市京町23番5号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北診療所
伊 藤 清 亮	〃	〃
仁 科 裕 史	〃	〃
武 田 仁 裕	〃	金沢市赤土町ニ13-6 石川県済生会金沢病院
宮 澤 正 樹	〃	〃
中 田 美 香	〃	〃
木 村 英 晴	〃	〃
國 井 建 司 郎	〃	〃
西 村 邦 雄	〃	金沢市豊穂町3番地 西村内科医院
北 川 勝 英	〃	金沢市八日市出町578 きたがわ内科クリニック
金 谷 法 忍	〃	金沢市普正寺町9の6番地 かないわ病院
徳 永 敬 信	〃	〃
寺 中 正 昭	〃	〃
平 塚 正 伸	〃	〃
山 崎 芳 文	〃	七尾市古府町リ-1-3 山崎耳鼻咽喉科クリニック
宮 田 岳 人	〃	白山市新田町217-1 みやた整形外科
米 田 正 夫	〃	白山市石同新町603 米田内科医院

土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成30年6月11日から同年7月9日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

平成30年6月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
輪島市土地改良区	瑞穂地区	農村総合整備事業 (体質強化型)	変更に係る土地改良事業計画書の写し	輪島市役所

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成30年6月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
志賀農業協同組合

新谷 克己

羽咋郡志賀町末吉新保向1番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
新 田 勲 充	羽咋郡志賀町高浜町ロ-30	玄米、大麦、大豆
向 将 志	羽咋郡志賀町富来生神8-15	玄米、大麦、大豆

(2) 記帳されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
畑 中 憲	羽咋郡志賀町直海ウ56番地	玄米、大麦、大豆
小 堀 勇 二	羽咋郡志賀町酒見入樋127	玄米、大麦、大豆
畑 山 秀 紀	羽咋郡志賀町火打谷7-13-2	玄米、大麦、大豆、そば
岡 田 信太郎	羽咋郡志賀町福井口22	玄米、大麦、大豆、そば
坂 井 俊 二	羽咋郡志賀町長沢ハ33-38	玄米、大麦、大豆

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年6月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

警察車両の自動車任意保険契約

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成30年7月1日から平成31年7月1日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成30年6月18日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した同種業務を受注し、又は履行した実績を有し、この業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (3) 損害保険業免許を有する者であること。
- (4) 県内に事業所を置く者であること。

#### 4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成30年6月19日(火)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

#### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成30年6月20日(水)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年6月20日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

#### 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を持って落札価格とするので、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

#### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

#### 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書、入札に関する注意事項を遵守しない者の提出した入札書その他入札説明書に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 公 安 委 員 会

#### 石川県公安委員会告示第70号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成30年6月8日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢中警察署管内の表638の項を次のように改める。

638	市道弥生1丁目線12号	金沢市弥生1丁目609番地先	泉中学校裏通り方向から泉ヶ丘方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで(土、日曜日・休日を除く。)
-----	-------------	----------------	----------------------	--------------	----------------------------

別表第4(指定方向外進行禁止)白山警察署管内の表に次のように加える。

551	市道幹線柳西線	野々市市柳町226番地1先	白山市八ツ矢町方向から白山市五歩市町方向への右折	車両	終日
-----	---------	---------------	--------------------------	----	----

別表第11(最高速度の指定)2以上の警察署管内の表に次のように加える。

125	市道高堂寺井線、寺井南9号線、寺井南15号線	小松市高堂町ハ8番地先から能美市寺井町た35番地先まで	約960メートル (小松署100メートル、寺井署860メートル)	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
-----	------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	------------	----	------------------------

別表第4(指定方向外進行禁止)白山警察署管内の表479、480、481及び482の項を次のように改める。

479	削	除
480	削	除
481	削	除
482	削	除

別表第7(歩行者用道路)白山警察署管内の表43の項を次のように改める。

43	削	除
----	---	---

別表第11(最高速度の指定)寺井警察署管内の表88の項を次のように改める。

88	削	除
----	---	---